

【奈良市公民館使用料減免取り扱い事務の一部変更について】

※令和3年2月1日から公民館使用料減免団体登録証(以下「登録証」)の交付及び公民館使用料減免団体登録申請書の氏名欄の押印を廃止します。

公民館使用料の減免を受ける場合は、申請に基づき減免を決定した際に、登録証及び奈良市公民館使用料減免団体登録決定通知書(以下「決定通知書」)を交付しておりましたが、令和3年2月1日から登録証の交付を廃止します。

令和3年2月1日以降に施設使用の申請をされる場合は、現在お持ちの登録証を掲示していただく必要はなくなりますが、申請書には必ず減免団体登録番号(決定通知書の通知番号)を記入してください。

記入漏れや、記入誤りの場合は減免の受付ができませんので、注意してください。

また、令和3年2月1日から、公民館使用料減免団体登録申請書の氏名欄の押印も廃止します。(押印された場合はそのまま問題ありません。)

☆公民館運営は、施設使用料で成り立っています。

「減免団体以外の方の利用や減免の使用目的以外での利用」は、絶対に行わないでください。

令和3年1月28日

奈良市教育委員会教育部 地域教育課